

## 鹿児島工業高等専門学校専攻科学生の本学科目についての再評価実施要領

1. 平成 16 年度以前の本校卒業生が専攻科に入学した場合に、『「環境創造工学」教育プログラム』の本科 4，5 年で履修した科目で成績評価が 50 点以上 60 点未満で単位取得がなされたものについて、専攻科委員会が必要と認めた科目について再評価を行う。
2. 本校本科以外からの入学者については、出身学校で単位を取得した科目のうち『「環境創造工学」教育プログラムに係わる科目修得の認定実施要領』に基づき、再評価が必要とされたものについて行う。以下の当該科目とは、対応する本校本学科目を指す。
3. 再評価を希望する学生は、各年度の定められた期間に当該科目の担当教員および専攻長を通じて専攻科委員会に再評価願を提出する。
4. 専攻科委員会は再評価願を受理した科目について、当該科目担当教員に再評価を依頼する。
5. 再評価を依頼された当該科目の担当教員は、再評価のための試験を少なくとも年 1 回実施する。但し実技を伴う科目については実技と報告書をもって試験とする。
6. 当該科目の担当教員は、必要に応じて相当の期間補講を行った上で再評価のための試験を実施しても良い。
7. 当該科目の担当教員は、実施した再評価試験の点数を、各学期末に専攻長を通じて専攻科委員会に提出する。
8. 専攻科委員会は、再評価試験の結果をとりまとめ、校長に具申し、校長は『「環境創造工学」教育プログラム』の 1，2 年次（本科 4，5 年）の科目の修得として認定する。